

## 岡崎市小規模事業指導費補助金交付要綱

制定 昭和56年5月15日

最終改正 令和5年4月1日

### (趣旨)

第1条 市は、商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）の行う小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の充実を図り、小規模事業者の振興に資するため、予算の範囲内において小規模事業指導費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定するものをいう。
- (2) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づくものをいう。
- (3) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づくものをいう。

### (規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の対象)

第4条 補助金は、商工会等が行う事業のうち、愛知県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）の規定により、当該年度に愛知県が補助金の交付対象とする事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）に対して交付する。ただし、他の市費補助金等の交付を受ける事業及び市から委託金を受領して行う事業に対しては交付しない。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から県要綱により交付される補助金の額を差し引いた額の100分の30以内の額とし、当該額が800万円を超えるときは800万円とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

### (交付申請書)

第6条 補助金の交付を申請しようとする商工会等は、規則第5条の規定に基づき岡崎市小規模事業指導費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添え、補助事業に着手する前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を申請する商工会等の構成員名簿
- (2) 補助金の交付を申請する商工会等の定款
- (3) 補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書及び収支予算書
- (4) 県要綱の規定により愛知県に提出する補助金交付申請書等の写し（補助金の交付を申請しようとする商工会等の代表者において原本証明をしたもの）

（検査）

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた商工会等（以下「補助事業者」という。）に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（関係書類の提出）

第8条 補助事業者は、県要綱に規定する書類を愛知県に提出した時は、その写しを市長に提出しなければならない。

（変更の申請）

第9条 補助事業者は、交付金交付の決定の通知を受けた後において、次の各号に掲げる事由により、岡崎市小規模事業指導費補助金交付決定通知書（様式第2号）記載の交付申請金額を変更しようとするときは、あらかじめ岡崎市小規模事業指導費補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象経費総額の増加
- (2) 交付対象事業の内容（ただし、交付対象事業の目的等に関係がない事業計画の細部の変更であると認める場合を除く。）

2 前項の申請においては、県要綱の規定により愛知県に提出する補助事業の内容（経費の配分）変更承認申請書等の写し（補助事業者の代表者において原本証明をしたもの）を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し変更の可否を決定し、岡崎市小規模事業指導費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により交付申請者に通知するものとする。

（実績報告書）

第10条 補助事業者は、規則第10条の規定に基づき岡崎市小規模事業指導費補助金実績報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添え、事業完了の日から起算して30日以内に市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業に係る収支決算書又は収支決算書案の写し（補助事業者の代表者において原本証明をしたもの）
- (2) 県要綱の規定により愛知県に提出した実績報告書の写し（補助事業者の代表者において原本証明をしたもの）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付)

第11条 補助金は規則第11条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に補助事業者からの請求により交付する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。